

◎四十九番（神山悦子君）日本共産党の神山悦子です。共産党県議団を代表して代表質問を行います。

この夏、九州地方の各県ははじめ山形県などで豪雨、台風災害で多数の死傷者が発生し、七月三十日には郡山市内の飲食店でガス爆発事故が発生し、一人死亡、十九人が重軽傷、二百六十五棟が被災し、被害額は数億円という大惨事となりました。一刻も早い原因究明と被災者救済が求められます。さらに、新型コロナウイルス感染症で、今議会の開会前日には県内で初めての二人の感染死亡者が報告されました。県議団を代表し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、突然の安倍首相の辞任を受け、今月十六日、菅政権が発足しました。菅首相は、内政でも外交でも破綻した安倍政治を継承すると表明し、さらに目指すべき社会として自助、共助、公助、特に自助を強調しました。これは、さらなる社会保障費の削減と自己責任を押しつけ、国の公的責任を縮小しようとするものにほかなりません。消費税増税も憲法改悪も進め、敵基地攻撃の具体化も進める考えです。

森友学園、加計学園、桜を見る会など一連の国政私物化問題については、公文書改ざんで自殺者まで出ているのに早くも幕引きを図ろうとしています。安倍前首相の桜を見る会に招待されたジャパンライフの元会長が巨額詐欺容疑で逮捕されましたが、福島県も多くの被害者が発生しています。

原発事故への対応では、東京オリンピック招致のため、二〇一三年に原子炉建屋内から汚染水が漏れ出ていたのに安倍前首相はアンダーコントロールと発言しました。その一方で、避難者支援や原子力損害賠償を次々と打ち切り、事故から十年で原発事故も被害も終わったこととし、今後も汚染水を海洋放出し、全国の原発を再稼働させ、破綻した核燃サイクルを再び推進しようとしています。

県政において喫緊の対応が求められている新型コロナウイルス対策をはじめ原発事故への対応、異常気象と災害対策、県民の命と暮らしを守る立場から以下質問に入ります。

最初に、新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化についてです。

新型コロナウイルスの感染者は、世界で三千万人を超え、日本は約八万人、そのうち本県は八月半ばからの一か月間で百人も増加し、本日で二百三十二人となりました。そして、初めて二人の感染死亡者も出ています。

今県の新型コロナウイルス対策で求められているのは、いかに感染源を抑え、これ以上の感染拡大を防ぐかです。国立感染症研究所やWHO、感染症の専門家が共通して指摘しているのが、感染力のある無症状者が広がっている可能性についてです。無症状者を含め、PCR検査を抜本的に拡充すべきです。ところが、政府はPCRの検査対象を濃厚接触者周辺に絞り込んできました。

アメリカのニューヨーク州は、街のあちこちに検査スポットを置き、徹底した検査で陽性者を見つけ出し、保護、隔離、治療し、抑えています。東京都世田谷区は「誰でも、いつでも、何度でも」をスローガンに、感染震源地、エピセンターを抑えるため、PCR検査を面的に実施しています。岩手県や長崎県、東京都も検査対象を幅広く捉え、独自に検査する体制を取っています。

本県は、八月以降、四つのクラスターが発生し、特に会津地方の中核病院である県立会津医療センターは、患者や医療従事者など十五人にも広がる緊急を要する事態となっています。

防疫対策として、無症状者を含めて幅広くPCR検査を実施し、感染を面で抑え込むべきと思いますが、知事の考えをお尋ねします。

感染のリスクが高い医療、介護、福祉施設の従事者及び救急救命士に対し

て優先的かつ定期的にPCR検査を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

一方、県外に住む大学生は夏休みも帰省できず、親子共々つらい状態が続いています。古殿町や平田村は、地元出身の学生に対する帰省時のPCR検査を始めました。

県としても、帰省した学生が希望する場合、PCR検査を受けることができるようにすべきですが、県の考えを伺います。

ところで、この秋以降、懸念されているのがインフルエンザとの同時流行です。

感染のリスクが高い高齢者や基礎疾患のある子供などを優先してインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンを十分確保し、接種費用を公費で負担すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県の検査・医療体制は、現在一日当たり六百体の検査を可能とし、病床確保は四百六十九床、軽症者向けのホテル、宿泊療養施設は百六十室を確保しました。

さらに、県と中核市が医師会と契約を結び、診療所など百七十一のかかりつけ医でPCR検査や抗原検査を保険診療で受けられることになったものの、新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる医療機関をさらに増やしていくべきです。県の考えを尋ねます。

さらに、陽性患者を受け入れていない医療機関でも新型コロナウイルスによる患者減少で大幅な赤字となっています。

感染者を受け入れていない医療機関に対する減収補填を国に求めるとともに、県としても支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、新型コロナウイルス対策で真っ先に陽性患者を受け入れ、重要な役割を果たしているのが公立、公的病院です。

政府は、全国の四百四十、県内八つの病院を統廃合の対象に上げていますが、感染症対策等を踏まえ、公立、公的病院等の再編統合を中止し、地域医療構想に基づく病床削減等を撤回するよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

また、不足しているマスク、ガウン、消毒液など、病院、社会福祉施設及び県立学校へ引き続き衛生資材を提供するよう求めますが、県の対応をお尋ねします。

新型コロナウイルス感染危機を受けて、今後も保健所と検査機関の県衛生研究所の体制強化は急務です。福島県は、九〇年代半ばの国の行革方針を受け、保健所と福祉事務所の統合を進め、それまで県内十八か所あった保健所を九七年度に中核市を含め十一か所に、さらに現在九か所へと半減させました。保健所も約半数に減らしています。

保健所の役割は、感染症対策や食品衛生など公衆衛生と、母子保健などを含め重要な役割を果たしています。今回の新型コロナウイルス感染症対策でも、感染経路の聞き取りや検査機関等への検体搬送など、業務が集中した四月のピーク時は過労死寸前の残業を余儀なくされました。

保健師の増員を含めた保健所の体制強化を図るべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、今月初め県議団で県衛生研究所を訪問し、状況を伺ってきましたが、現在一日当たりの検査可能数は四十八検体で、検査員は所内からの応援で十人体制で検査しています。ここでも四月は過労死ラインの百時間を超えた職員が出ています。

また、一九七三年に建設された建物は老朽化しており、検査室が狭いため、一度に検査できる数が限られている状況です。

県衛生研究所の検査体制を強化するため、増員や施設の老朽化対策を講じ

るべきと思いますが、県の考えを伺います。

次は、新型コロナウイルス影響下における暮らしと経済対策についてです。

日本経済は、今年四月から六月期のGDPは年率換算で二八・一％減と戦後最悪となりました。本県は、大地震と原発事故、台風災害、そしてコロナ危機が加わり、旅館やホテルの倒産、福島市中合やいわき市イトーヨーカドー平店の閉鎖、伊達市の富士通子会社の県外配置転換も伝えられています。新型コロナウイルス禍での経済対策は、自粛と一体の補償を基本とすべきですが、それがまままま感染拡大の局面でGOTキャンペーン前倒し実施を強行しています。

国の各給付金は、実際には売上げが前年比五割減と条件が厳しく、申請手続も複雑で、給付回数たった一回なのに支給まで数か月もかかるなどスピード感がありません。国も県も給付対象者を一人も取り残さないという立場で事業継続を下支えするという制度の目的に沿った、血の通った対応が求められます。

家賃支援給付金について、家賃支援対象月の三月への遡及と来年一月以降の延長を国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

持続化給付金について、複数回給付や申請手続の簡素化を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

厚労省の集計では、コロナ解雇が全国で本日付で六万人を超えたとされ、福島労働局は年末までに製造業を中心に千人を超える大量の失業者が見込まれると発表しました。

コロナ禍で真っ先に解雇の対象にされているのが労働者の四割を占める非正規労働者で、その多くは女性と若者です。派遣で解雇され、住まいも同時に失う路上生活者が急増しています。

また、国の雇用調整助成金は今年十二月末までとしているため、県内でも

既に雇い止めを通告された労働者が出ています。

雇用調整助成金について、特例措置を来年一月以降も延長するよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

また、労働者が直接請求できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度のさらなる周知を図るよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

県自身が採用枠を増やし、正規雇用を増やすことも必要です。

災害からの復旧・復興や感染症対策に対応するため、正規職員を増員すべきと思いますが、県の考えを伺います。

新型コロナウイルス危機を受けて、ドイツ、イギリス、韓国など約二十か国が消費税に当たる付加価値税を引き下げました。日本も当面5%に戻せば、国民一人当たり十萬円の減税、三人家族で三十萬円の負担減となります。

感染症の影響を受けている県民生活や地域経済の回復のため、消費税率5%への減税を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

今年の最低賃金は、コロナ禍を理由に全国でも僅か数円の引上げにとどまり、福島県は二円引き上げ、時給八百円です。これではワーキングプアそのものではありませんか。

最低賃金を直ちに全国一律時給千円に引き上げ、さらに千五百円以上となるよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

また、入手が困難となった医療用資機材を県内で確保できるようサプライチェーンの構築に向けて取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。感染症の影響により減収となっている障がい者就労施設等を支援するため、障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達を推進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

あわせて、県の手話言語条例が制定され、手話通訳士の役割も大きくなっ

ていますが、その多くが請負か非正規雇用です。手話通訳士という専門性の高い仕事に見合う処遇改善が求められます。

県採用の手話通訳員を正規雇用とすべきですが、県の考えを尋ねます。

新型コロナウイルスの影響下における教育、子育て支援についてです。

新型コロナウイルス危機で学校休業が続く、学習の遅れへの対応から家庭学習が増え、夏季休業は短縮となり、学校行事も中止となるなど、子供たちも教職員も保護者も大きなストレスを抱えています。一方で、二十人程度の少人数学級で授業をした教員はそのよさを改めて実感したと述べています。

我が党は、新型コロナウイルス危機を受けて、一クラス四十人学級を見直し、二十人程度の少人数学級と十万人の正規教員の増員、教室の確保等を政府に提案しました。

公立小中高等学校の学級編制を二十人以下とし、正規の教員を増員するよう国に求めるべきですが、県教育委員会に考えを尋ねます。

全校に一人ずつ配置する予定が現在六割台にとどまっているスクール・サポート・スタッフの処遇を改善して配置を進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

今後の高校教育についても、これまでの計画を見直すべきです。

感染症による影響を踏まえ、県立高等学校の統廃合は中止すべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

文部科学省が実施しようとしている教員の一年単位の变形労働時間制について、本県が条例制定をしないよう求める要望書が今年度分約三千筆の署名を添えて県教育委員会に提出されています。

多忙な公立学校教員の現状を踏まえ、一年単位の变形労働時間制は条例化すべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

さて、コロナ危機の影響で大学生や短大生は今も深刻な事態に置かれてい

ます。しかし、政府の学生支援特別給付金はハードルが高く、一度もキャンパスに入れないまま後期の授業料支払い時期が迫っています。

リモート授業は後期も続くと言われ、必要な実習や正常な学びが保障されずにいる学生の現状に鑑み、県立医科大学及び会津大学の授業料を一律半額に減免すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、小中学校の学校納付金のうち毎月子供一人に約五千円の学校給食費の負担は重く、全額または一部補助を実施している市町村はコロナ対策で新たに実施した郡山市や小野町を含め県内三十九市町村に広がっています。

新型コロナ禍で収入が減少している県内のシングルマザーは、一八・二%が食事の回数を減らしていると回答し、「子供たちは二食、私は一食が当たり前、三か月で体重が激減」との記述があつたと支援団体が紹介しています。

市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきです。県教育委員会の考えを尋ねます。

自粛要請に伴い、自宅で過ごす時間が増えている中、全国でDVや児童虐待が増えています。

県中児童相談所の一時保護所の整備に当たっては、感染症対策を踏まえ、個室を基本とすべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、老朽化している中央児童相談所について早期改築に向けた検討を開始すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

若松乳児院について指定管理者制度への移行方針を見直し、県直営を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

次は、福島第一原発の事故に関してです。

東日本大震災、原発事故の避難者は、県の発表だけでも県内外に約三万七千人、災害関連死は二千三百十四人、震災自殺者は累計で百十八人と、被

災三県でいずれも最多となっています。政府と東京電力は、事故から十年で避難者支援や除染、賠償を打ち切ろうとしています。新型コロナ危機で避難者の生活は一層困窮しています。

また、原発の過酷事故を再び繰り返さないためには福島原発の事故原因の徹底究明が必要です。しかし、東電から当初建屋内に入ることを拒否されるなどして、今も各事故調査委員会による十分な事故検証がされないまま十年が経過しようとしています。

今後本格的に廃炉作業が進めば、原子炉建屋内に入っただけの検証作業はさらに困難になることから、福島第一原発事故の原因を究明するよう国と東京電力に求めていくとともに、県独自の事故検証委員会を設置すべきです。県の考えを伺います。

これまで我が党県議団が何度もかさ上げを求めてきた第一原発の防潮堤が十三メートルから十五メートルに増強されることになったことは一歩前進です。一方で、第一原発の汚染水の処理については、県内はじめ全国の漁業者や隣県の知事からも、国連からも海洋放出に反対、慎重対応を求める声が多数上がっています。

政府は、分離が難しいトリチウムだけを問題にしていますが、タンクの七割以上に基準値を超える六十二種類の放射性核種が含まれていること、さらに東京電力は最近汚染水の炭素14などについても計測すると発表しました。

また、貯蔵されている汚染水に含まれるトリチウムの総量は約八百六十兆ベクレルとされていますが、これは事故前年の二〇一〇年に海洋放出されていた約二・二兆ベクレルの約三百九十倍です。この大量のトリチウムを海洋に人為的に放出した場合の健康や生物など環境に与える影響については、いまだ説明されていません。

当面は、地上でのタンク保管を継続し、世界の英知を結集して処理方法を探るべきです。県内の九月議会でも十六市町村議会が、また今年の累計で県議会も含めて三十七議会が海洋放出に反対、慎重の請願、意見書を可決しています。

多核種除去設備で処理した汚染水の海洋放出について反対や慎重な判断を求める意見を踏まえ、明確に反対すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

日本政府に対し、国連環境計画は、石炭火力発電所の建設をやめ、既存施設を停止する日程表を作るよう勧告しましたが、政府は非効率な石炭火力発電所の削減をすと言いながら、高効率の石炭火力は温存、推進するとし、基本的立場を変えていません。

県内では、I G C C石炭火力発電所を広野町といわき市勿来地区に二基建設中ですが、異常気象の原因となるCO₂の削減率は高効率の石炭火力でも最大で二〇％程度です。

I G C C石炭ガス化複合発電所の建設中止を求めるべきですが、県の考えを伺います。

世界的な気候変動がもたらす大気の変化により、日本列島上空に巨大な水蒸気の帯が発生しやすくなっているため、台風、大雨、突風の危険などが頻発し、これまでの経験は全く通用しないと専門家が警告を発しています。自然環境への負荷が大きいと住民の反対運動が続いているいわき市遠野地区の風力発電所計画をはじめ阿武隈山系には今後百八基もの風力発電所建設が計画されています。

環境破壊や人体への影響、異常気象により頻発する災害の多発を踏まえれば、大規模な風力発電事業の中止を求めるべきです。県の考えを伺います。伊達地区の特別支援学校は、長年にわたる関係者の要望がようやく実り、

建設工事の議案が今議会に提出されています。しかし、昨年、台風第十九号で東根川が越水し、校舎部分に当たる地盤まで被害が及んだことから、大橋県議がかさ上げを含めた見直しを求めています。

しかし、設計変更は機械室のかさ上げだけで、昨年並みの災害が来れば校舎部分は床下浸水を前提にして建設されることとなります。車椅子を使用する児童生徒も通学すると聞いており、子供たちの命を守ることを最優先にすべきです。

伊達地区特別支援学校の整備に当たり、校舎のかさ上げなどの浸水対策を行うべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

今年は、七月から九月初旬まで福島市、会津若松市をはじめ県内各地で全国上位の三十八度以上の気温が観測され、県内の熱中症の救急搬送は千人を超えました。

県立学校のエアコンについては、ようやく普通教室には設置されましたが、県立高等学校の特別教室や体育館にエアコンを設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

復興事業についてです。

自民、公明与党の復興加速化第九次提言で福島イノベーション・コースト構想の司令塔にすると位置づけたのが国際教育研究拠点の新設です。既に県内に整備されている研究施設やイノベ構想で整備した研究施設等の維持管理費を見ても、将来の県民に大きな負担となりかねません。

県民や避難者が望む原発事故前の元の暮らしやなりわいの再建どころか、財界主導の惨事便乗型の復興そのものです。

国際教育研究拠点の構想を見直すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。ところで、除染など国の復興事業において下請から大手ゼネコン幹部に還流する裏金づくりで工事費を水増ししていたと東京国税局の税務調査で発

覚しています。元は国民の税金であり、とんでもないことです。

県の復興事業においても、落札率九九%、中には一〇〇%と談合が疑われる工事契約が出ており、不正を放置すれば復興事業や公共事業に対する信用と工事の質の低下につながりかねません。

復興事業をはじめ県発注工事において不正行為が起きないように請負事業者を指導すべきですが、県の考えを尋ねます。

東京電力は、去る八月十七日、福島第一原発事故の対策拠点として使用したJヴィレッジで放射性物質を含む廃棄物七十二立方メートルを環境省に引き渡したと公表しましたが、二〇一八年に県が出資する財団に返還後二年以上保管していたこととなります。

一方、五月十八日の会見では、一キログラム当たり八千ベクレルを超える高濃度の廃棄物が百十八立方メートル含まれ、八千ベクレル以下の汚染土壌は土地造成工事で再利用したことを明らかにしたものの、濃度と再利用先は明らかにしていません。

まず、原状回復工事は除染であり、作業員の放射線管理を行うよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

Jヴィレッジの原状回復工事で発生した土壌について、どこでどのように再利用されたのか尋ねます。

Jヴィレッジの原状回復工事で発生した一キログラム当たり八千ベクレルを超える廃棄物について、どこに保管されていたのか尋ねます。

また、Jヴィレッジの原状回復工事で発生した一キログラム当たり八千ベクレルを超える廃棄物について、指定廃棄物として搬出されるまで二年間も要した理由を尋ねます。

次は、農業の振興についてです。

今回の新型コロナウイルスのパンデミックを受け、我が国における食料の

安定確保が求められます。

食料自給率向上に向けた取組を進めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

新型コロナウイルス禍の下、米の需要が二十二万トンも減少し、流通段階での在庫が積み上がり、六月末の民間在庫は昨年の百八十九万トンからさらに十二万トン増加しました。そのため、米価が大きく下落しています。収穫が始まった二〇二〇年産米の作柄は平年並みの見通しで、一四年産米のような米価大暴落となりかねない事態です。

米価下落対策のため、国に対し本年産米の一部を市場から隔離するよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

種苗法改定案は、これまで農家に認められてきた自家増殖については、登録品種は許諾が必要とされ、新たな農家負担が発生する可能性があることから、種苗法改定案の撤回、廃案を国に求めるべきです。県の考えを伺います。

最後に、来年度に見直す総合計画についてです。

新型コロナウイルス危機は、改めて今後の社会や政治の在り方を問うものとなりました。日本共産党は、新型コロナウイルス体験を踏まえたケアに手厚い社会など七つの提案を発表しました。県政においてこれまで最も粗末にされてきた分野の医療、介護、保健福祉、教育を手厚くするため、財政も大幅に投入すべきです。

来年度に策定する新総合計画においては、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を踏まえ、手厚いケアが必要な医療、介護、保健福祉、教育を県政の重点分野と位置づけるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

災害対策やコロナ対策等にジェンダー平等の視点が必要です。

女性職員の管理職登用を積極的に進め、その視点を生かした県政の実現を

目指すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で私の代表質問を終わります。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）神山議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査についてであります。

陽性者を確実に把握し、感染の拡大を防止するためには、検査の必要な方が迅速かつスムーズに検査を受けられるようにすることが重要であります。

このため、今後想定されるピーク時においても十分な検査ができるよう、現在一日当たり六百検体の検査ができる体制を整備しており、引き続き検査体制の拡充を図ってまいります。

また、検査に当たっては、クラスターの発生など地域における感染状況を踏まえ、関連があると認められる場合には、濃厚接触者に限らず、無症状者を含め、広く検査対象としているところであります。

現在本県では連日陽性者が確認されておりますが、病床利用率は一〇％程度を維持しております。県民の皆さんの不安をしっかりと受け止め、感染拡大を防止するために、積極的疫学調査や医師の判断に基づき、必要な方が確実に検査を受けることができるよう、今後とも検査体制拡充をはじめとする感染症対策に全力で取り組んでまいります。

次に、処理水の取扱いにつきましては、国の小委員会において、タンク保管の継続を含む様々な処分方法やトリチウム分離技術の現状、さらには風評被害などの社会的観点も含め専門家による総合的な検討を行い、政府への提言として取りまとめられたところであります。

これを受け、県内外において国による関係者からの意見を伺う場が開催され、県内の自治体や関係団体などからも様々な意見が出されている中で、

多くの意見で共通していることは風評に対する懸念であると考えております。

私は、これまで国及び東京電力において、具体的な風評対策の提示とトリチウムに関する正確な情報発信に責任を持って取り組むとともに、トリチウムを含む処理水の取扱いが本県の農林水産業や観光業に影響を与えることがないよう求めてまいりました。今後とも国に対し、幅広い関係者の意見を丁寧に向いながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させますので、御了承願います。

(総務部長佐藤宏隆君登壇)

◎総務部長(佐藤宏隆君) 答えいたします。

職員の増員につきましては、震災以降、正規職員や任期付職員の採用をはじめ他県等応援職員の受入れや再任用職員の活用など、多様な方策により必要な人員の確保に努めてきたところであります。

今後とも、復興・創生の進展や台風災害、感染症対策への対応も含めた行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

次に、消費税率につきましては、国において感染症による生活や地域経済への影響、社会保障の充実や財政健全化等を踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

次に、県立医科大学及び会津大学の授業料の減免につきましては、今年度から開始された国の修学支援新制度において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生も授業料減免及び奨学金給付の対象となつたところであり、また両大学とも国の制度の対象外となつた学生も独自の授業料減免の対象としていただいております。

次に、県発注工事につきましては、これまでも福島県工事請負契約約款に

に基づき、請負事業者に対して適正な施工体制の下で工事を行うよう指導してきたところであり、法令違反等の事実が認められた場合は契約の解除や入札参加の制限を課しております。

引き続き、請負事業者に対し、適正に工事を行うよう必要な指導を行ってまいります。

次に、女性職員の視点を生かした県政の実現につきましては、政策決定過程に男女の意見をバランスよく反映させる観点からも、引き続き多様な研修機会の確保や幅広い職務経験の付与など、その能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、今後も女性職員の管理職登用を一層進めてまいります。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

原発事故の原因究明につきましては、原子力規制委員会設置法により原子力規制委員会が行うこととされており、現在検討会を設置し、事故の過程を解明するための調査分析が行われております。

県といたしましては、原子力安全規制を一元的に担っている国の責任において事故原因が調査されるべきものと考えており、全国知事会を通じ、国に対し、事故の原因や対応を徹底的に究明し、国民へ明確に説明するよう求めているところであります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であり、引き続き環境にもしつかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

次に、大規模な風力発電事業につきましては、発電効率が比較的高いこと

などから、温室効果ガスの削減に資する再生可能エネルギーの導入を推進する上で重要であります。

引き続き、地元の理解の下、環境影響評価の手續など関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう、国等と連携しながら助言指導を行い、地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進してまいります。

次に、国際教育研究拠点につきましては、福島イノベーション・コースト構想の各施設を有機的に連携させるため横串を刺し、その効果を最大化するための司令塔として必要不可欠なものと考えております。

このため、現在国が実施している拠点の具体化に向けた先行調査に協力するとともに、立地場所の選定など地元広域自治体として求められる役割を果たしてまいります。

次に、Jヴィレッジの原状回復工事で発生した土壌につきましては、工事を行った東京電力において、再利用先の地権者の了解を得てJヴィレッジから搬出されたものと聞いております。

次に、Jヴィレッジの原状回復工事で発生した一キログラム当たり八千ベクレルを超える廃棄物につきましては、管理上の理由から保管されていた場所については公表されておりません。

次に、指定廃棄物の搬出に二年間を要した理由につきましては、廃棄物を管理していた東京電力と関係機関との間で指定廃棄物の指定申請等に係る調整に時間を要したものと認識しております。

次に、新たな総合計画につきましては、現行計画において、県づくりの柱の一つである「安全と安心」に医療、介護・福祉の視点を掲げるとともに、県づくりの礎である「人と地域」に教育の視点を掲げ、取組を進めております。

新たな計画におきましても、新型コロナウイルス感染症による影響も考慮

しつつ、引き続きこれらの視点を重視し、県議会や審議会等で御審議をいただきながら策定を進めてまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

作業員の放射線管理につきましては、事業者が所管の労働基準監督署に確認し、必要がある場合には責任を持って対応すべきものと考えております。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症における医療従事者等へのPCR検査につきましては、医師の判断や保健所における積極的疫学調査に基づき、接触者の状況や所属する集団の特性、関わりの状況などを丁寧に確認した上で、必要とされる方の検査を実施しているところであります。

次に、帰省した学生へのPCR検査につきましては、感染の心配がある場合には、早めにかかりつけ医や帰国者・接触者相談センターに相談いただき、医師の判断に基づき検査の必要がある場合に検査を実施しているところであります。

次に、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンにつきましては、需給状況を把握し、必要に応じて県医薬品卸組合と流通調整を行うなど、優先的な接種対象者をはじめ接種を希望される方々にワクチンが提供できるよう努めてまいります。

また、接種費用については、接種事業の実施主体である市町村において検討するものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる医療機関につきましては、今後のインフルエンザの流行期に備え、さらに検査体制を強化する必要があることから、医師会と連携し、感染防止対策に必要な資材の提供

や研修の実施などにより、多くの医療機関で診療、検査が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、感染者を受け入れていない医療機関への支援につきましては、国の財源を活用し、県内全ての医療機関を対象に感染拡大防止のための支援金を交付しております。

今後とも必要な支援を国に求めながら、地域で求められる医療の確保に取り組んでまいります。

次に、地域医療構想等につきましては、公立、公的病院の役割も含め、地域全体で考えることが重要であることから、新型コロナウイルス感染症への対応など、それぞれの地域で必要となる医療提供体制を構築するために今後とも関係機関と議論を進めてまいります。

次に、病院、社会福祉施設及び県立学校への衛生資材の提供につきましては、これまで各施設等の不足状況を把握し、国や県で調達した資材、寄附された資材を活用して必要なところへ提供してまいりました。

今後とも不足が生じないよう、各施設等の状況を把握しながら提供を継続してまいります。

次に、保健所の体制につきましては、これまでも直面する課題や保健医療等に対するニーズに適切に対応できるよう常に見直しを行ってまいりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症のように急激に業務増となるような課題においては、他所属からの応援派遣や会計年度任用職員の採用等も行っており対応しているところであります。

今後とも様々な課題を見据えながら適切に対応してまいります。

次に、県衛生研究所の体制につきましては、PCR検査数の増加に対応するため、所内の体制を見直し、検査を担当する人員を増やすとともに、検査手法の実地研修を行うことにより人材の育成を図ってまいりました。

また、施設については、耐震化等の対策を計画的に実施してきたところであり、今後ともPCR検査を円滑に実施できるよう取り組んでまいります。次に、障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達につきましては、毎年度物品等調達方針を策定した上で各部局に提供可能な物品等の情報提供を行い、調達の推進を図っております。

今後は、具体的な調達事例を紹介するリーフレットを作成して関係機関に周知するほか、市町村における取組を促進するため、調達方針の策定を促すなど、優先調達のさらなる推進に取り組んでまいります。

次に、県採用の手話通訳員につきましては、県主催の会議やイベント等において聴覚障がいのある方に正確な情報を提供するとともに、来庁者への意思疎通支援を行うなど多様な場面で活動しております。

今後とも、手話通訳を必要とする機会の広がりを見据えながら、手話通訳員の配置による効果等をしつかりと見極めてまいりたいと考えております。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

家賃支援給付金につきましては、全国知事会を通して家賃支援対象月の遡及等について国に要望しているところであり、今後の状況を注視してまいります。

次に、持続化給付金につきましては、申請を支援するための相談体制が整備されており、複数回給付や売上げ減少要件の緩和等を全国知事会を通して国に要望しております。

次に、雇用調整助成金の特例措置につきましては、全国知事会を通して国に求めてきた結果、十二月末まで延長することが決定されたところであり、県といたしましては、今後の雇用情勢及び国の対応を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金につきましては、あらゆる

る手段を講じ制度を分かりやすく周知し、利用促進を図るよう、全国知事会を通して国に求めているところであります。

次に、最低賃金につきましては、国が法律に基づき、労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定するものと考えております。

次に、医療用資機材の確保につきましては、県内においても他業種の事業者も参入するなどしてマスク等の生産、供給が拡充されているところであります。

今後とも、国、県によるサプライチェーンの強化や再構築のための事業を活用することなどにより、医療関連産業の集積に努めてまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

食料自給率向上につきましては、食料供給能力を高めるための生産力強化が重要であります。

このため、農地等の生産基盤の整備をはじめ地域農業を支える担い手の確保・育成、水田における大豆、飼料用米等の作付推進、機械、施設整備への支援などの施策を総合的に進めてまいります。

次に、本年産米の一部を市場から隔離することにつきましては、JAGループが米の需給安定に向けて国の事業を活用し、本年産米のうち一定量の販売を来年秋以降に先送りすると聞いております。

加えて、県といたしましては、国に対し、令和三年産米において市場から分離、保管される備蓄米の買入れ数量を増やすよう、本年八月に東北各県と連携して要望しております。

次に、種苗法改定案につきましては、登録品種の自家増殖には許諾が必要となる一方、市場に流通する農産物の大半を占める一般品種は、自家増殖

を含め、利用の制限がないとされており。

そのため、影響は限定的と考えているものの、本法案が国会で継続審議となっていることから、引き続き国の動向を注視してまいります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

感染症の影響を勘案した県中児童相談所の一時保護所の整備につきましては、感染症対策などに使用する複数の静養室を個室とする考えであります。その他の居室については二人部屋となりますが、児童の状態に合わせて対応してまいります。

次に、中央児童相談所につきましては、耐震化工事により安全を確保するとともに、児童の居室や事務室等の空調を改修するなど環境の改善に努めてまいります。

引き続き、保護された子供が安心して生活できるよう、環境整備に順次取り組んでまいります。

次に、若松乳児院につきましては、民間の専門性や経営実践力を生かすため、指定管理者制度を導入し、子育てに関する地域支援や産前産後支援、里親支援などの機能を加え、県の施設として乳幼児とその家庭を幅広く支える役割を担ってまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

公立小中高等学校の学級編制につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大時にも対応できるよう、身体的距離の確保に必要な施設や教職員配置の在り方について国に見直しを求めているところであり、今後とも生徒が安心して学べる環境づくりにしっかりと取り組んでまいる考えであります。次に、スクール・サポート・スタッフにつきましては、新型コロナウイルス

感染症対策として八月から追加的に任用を開始したところであり、現在約七割まで配置が進んでおります。

処遇につきましては、東北各県と同程度の水準となっており、引き続き広く周知を図り、配置を進めてまいります。

次に、県立高等学校の統合につきましては、生徒数が急速に減少する中であつても一定の集団規模を確保し、魅力ある教育環境を提供するために取り組んでいるところであり、引き続き地域の皆様に御理解いただけるよう進めてまいります。

なお、感染症に対応した施設や教職員の配置の在り方については、見直しを行うよう国に求めているところであります。

次に、変形労働時間制につきましては、学校における働き方改革を推進するために法改正により制度化されたものと認識しております。

県教育委員会といたしましては、多忙化解消アクションプランの取組に加え、新型コロナウイルス感染症に対応するため、公立学校全校にスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなどして多忙化解消を図るとともに、条例化については、制度の内容を精査し、他の都道府県の動向を注視してまいる考えであります。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、伊達地区特別支援学校につきましては、記録的な降水量となった令和元年東日本台風と同程度の浸水被害が発生した場合でも校舎の床上には浸水しない設計となっているため、計画どおり建設を進めてまいる考えであります。

次に、県立高校のエアコンにつきましては、授業や休憩時間など、生徒が学校生活の多くの時間を過ごす普通教室を中心に整備を進めてきたところであり、今年の夏までに全ての学校で設置が完了したところでもあります。今後は、PTA等により既に設置されているエアコンを県が更新することとしており、特別教室や体育館への設置は予定しておりません。

◎四十九番（神山悦子君）再質問させていただきます。

知事に二問お尋ねしましたが、二問お尋ねしたいと思います。

最初に、防疫対策としてのPCR検査等についてお答えいただきました。会津地方の中核病院である会津医療センターの感染拡大は、これは本当にゆゆしきことになっていきますので、八月以降感染者も県内各地で広がっていることから、もっと幅広く捉えるという御答弁も少しはありましたけれども、あの医療センターをまず抑えることが私は今必要ではないかと思うのです。

その観点は、私が申し上げましたように、知事もお答えいただいたけれども、防疫という観点に立って無症状者も含めてやる、しかも医療機関は、そこで発生した患者とか携わった医療従事者だけではなくて、病院なら全てのスタッフにやるべきだし、出入り業者も含めて幅広くやる必要があると思うのです。

しかし、それがどういうふうにやられているのかさっぱり見えてきませんし、知事がそういうことで発言したという会見も聞けませんので、私は知事がそういう認識に立って今度は陣頭指揮を執っていただきたいと思うのです。これだけ二百数十名を超える感染者が増えていますので、やはり知事その姿勢が問われていると思います。

ですから、知事が、他県の知事もそうですけれども、科学者とか専門家の意見を聞いて、なぜこういうことが起きたのかの分析もやって、そしてこ

ういう方針でやると、しかも今はこんな状態だということを知事の口から県民に発信すべきではないでしょうか。そういう意味で、知事にもう一度お尋ねしたいと思います。その辺のお答えがありませんので、リーダーとしての知事のお考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、これについてはもう一つ、南相馬市が知事にも要望されたようですけれども、県の感染者の情報が名前と年齢しかありません。あとは、新聞でも報道されたとおり、分析がないと言っています。私も全くそのとおりなので、これもまともに受けるなら、それも含めてお答えいただきたいと思います。

もう一つ、知事にお聞きしたいのは汚染水の海洋放出の問題です。

先ほどの答弁では、慎重に求めると言いながら慎重な答弁しかありませんでした。反対という声がないのです。私は、ここでもやはり知事の姿勢が問われていると思うのです。

漁業者の思いは、十年間どれだけ頑張ってきたのか、県民がどれだけ原発事故によって大変な思いをしてきたのか、今国は海洋放出やれという方針を決めようとしているではないですか。知事の姿勢が問われているのです。世界中から問われているのです。それが聞こえていないというのは、どういうことなのでしょうか。

やはりそこは、風評被害対策と言うのだったら、海に放出しないことが一番の風評対策ではありませんか。その立場に立ってください。そういう意味でも、もう一度お答えいただきたいと思います。

もう一つ、商工労働部長にお尋ねいたします。

先ほど雇用調整助成金を知事会で求めているというお話をいただきましたけれども、本当にこれからのコロナ危機による失業者、年末に向かって県内でも千人以上増えると福島労働局も言っているくらいなのですから、私

は本当に大変だと思うのです。これは、再延長したからいいというふうにはなりません。十二月末で終わったらあなた辞めてくださいともう言われている人が出ていると私は申し上げましたけれども、一月以降も続けなければ、これは雇用者も、それから事業者も続けられないと思います。

何しろこの間、コロナ危機で七割も八割も昨年に比べて利益がないという状況ですから、もう一度その点を踏まえて、雇用者の立場、雇用調整助成金の延長も含めてぜひお答えいただきたいと思います。

教育長にお尋ねします。

先ほどの特別支援教育のことです。床上浸水しないというのは、床下は浸水するということではないですか。床下まで認めるのですか。そういう学校を造っていいのですか。私は本当にそこを言いたい。もう一度お聞きいたします。

◎議長（太田光秋君）四十九番議員に申し上げます。先例により、再質問は主質問の範囲内に限るものとされ、新たな事項の追加は認められませんので、御了承願います。

◎知事（内堀雅雄君）神山議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査に当たっては、地域における感染状況を踏まえ、関連があると認められる場合には広く検査対象としているところであります。今後とも医師や保健所の判断に基づき、必要な方が確実に検査を受けることができるよう取り組んでまいります。

次に、処理水の取扱いにつきまして、国の小委員会において、風評被害などの社会的影響も踏まえ、様々な観点から議論が進められ、検討結果が取りまとめられたところであります。

政府として幅広い関係者の意見を丁寧に向いながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

◎商工労働部長（宮村安治君）再質問にお答えいたします。

雇用調整助成金の特例措置の来年一月以降の延長につきましては、今後の経済状況等を踏まえ、全国知事会と連携して対応してまいります。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

伊達地区の特別支援学校の浸水対策の件でございますが、土木部におきましても、東根川の治水対策として、河道の掘削、あるいは堤防天端の改修に取り組むなど、治水対策を進めていただけると伺っております。

また、学校側といたしましても、開校した後は気象条件に見合った休校措置を取るとか、それから学校内での垂直避難の誘導であるとか、そうしたソフト面の対策も一体で行うことによりまして、安全で安心な学校生活を送っていただけるよう努めてまいります。

◎四十九番（神山悦子君）再質問させていただきます。

知事に検査体制のことをもう一度お聞きいたします。

私は、やはり知事のきちんとしたコロナ対策への方針とか、これまでの感染者を見ての分析というものを知事の口からちゃんと発信すべきだと思うのです。そこがあまり今までなかったと思いましたが、そして無症状者も含めて、濃厚接触者という少し広げた範囲ではこれは収まりません。そういう意味では、PCR検査、抗原検査、これをしっかりとやることで今ならまだ抑えられる。これからインフルエンザと同時流行になったら大変だと私は思いますので、そこに知事のリーダーシップを求めておきたいと思っていますし、そういう立場で対策本部でもいろいろ協議をしていただきたいと思います。もう一度知事のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、保健福祉部長にお尋ねいたします。

先ほど帰省した学生のPCR検査について質問させていただきました。これは、今の御答弁ですと、結局その人に症状があった場合はPCR検査、

当然ですよ。そうではないのです。帰省して家族にうつしても困る、心配だと。要するに無症状かもしれないだけで自分は持っているかもしれない、そういう人に対して古殿町や平田村が独自にやっているのです。県としてそのくらい学生に対してやってもいいのではないですか。私は、そこは県内出身の学生に対する一つの大きな支援だと思っております。そういう意味で、もう一度お聞きしておきたいと思っております。

それから、総務部長にお尋ねいたします。

県立大学の授業料半減についてですが、具体的な回答はありませんでした。しかし、せめて、授業料を後期の分これから払わなければいけない、そういうときに県立大学ぐらいは一律半額にして学生を支援する、そういう立場に立つべきではないですか。大学生や、また子供たちが本当にコロナ危機の中で大変な思いをしているわけですから、そこをお聞きしておきたいと思っておりますので、もう一度お聞かせください。

教育長にお尋ねいたします。

伊達の特別支援学校の対策です。土木部は確かに下流のほうでその工事はやっているのです。でも、学校周辺のところではまだやっていません。それには相当長期間かかると言っているのです。それなのに今議会に学校の校舎建設の設計が出されて、このまま進めるといっているのでしょう。敷地の底上げは今ならできるし、建てる前からやるべきではないですか。起きてからソフト対策なんて言っていていいのでしょうか。

特別支援学校というのは、障がい児が入っているし、車椅子の子供もいると聞いておりますので、そういうことをやるのが教育庁のお仕事ではないですか。私は、そういう教育の観点からも、障がい児教育という観点に立つても、今ならまだ設計見直しをしたり浸水対策をこうやると言えると思うのです。そういう勇気も必要だと思いますが、もう一度教育長にお尋ね

いたします。

商工労働部長にお聞きいたします。

雇用調整助成金は二種類ありまして、先ほど知事会を通じて申し上げると言っていましたけれども、全く私はその危機感がないと思いますし、やはり求めるだけではなくて、県としてもどうするのかという、こういう立場を表明すべきだと思います。

それから、事業者がやらなくても自分でその調整金を受けられるということも含めて、やはり雇用を守るという立場にしないといけないのではないですか。生きていけない、こういうことになっているのが今のコロナ危機だと思います。

その緊迫感を持って、経済指標がこれだけ悪化しているのにそういう対応でいいのかと思いましたが、もう一度商工労働部長の御答弁をお願いいたします。

◎知事（内堀雅雄君） 神山議員の再質問にお答えいたします。

新型感染症の検査につきましては、医師や保健所の判断の下、検査が必要な方が迅速、スムーズに検査を受けられるようにすることが重要であると考えております。

症状が出ている方はもとより、自己の感染に不安を持つ方については、主治医や帰国者・接触者相談センターに相談をいただき、検査が必要と判断された方について確実に検査を実施してまいります。

◎総務部長（佐藤宏隆君） 再質問にお答えいたします。

県立医科大学及び会津大学の授業料の減免につきましては、支援が必要な低所得世帯の学生の就学支援を行うため、両大学とも独自に所得状況や学業成績等を勘案した減免制度を設けているところであり、県といたしましては両大学の意向、方針等を尊重する考えであります。

◎保健福祉部長（戸田光昭君）再質問にお答えいたします。

帰省される学生の方へのPCR検査につきましては、感染の心配がある方については、帰国者・接触者相談センターで広く相談を受け付けており、相談内容を踏まえた医師等の判断の下、必要な方に検査を行っているところであります。

◎商工労働部長（宮村安治君）再質問にお答えいたします。

雇用を守る取組、雇用調整助成金につきましては、まさしく雇用を守る取組として雇用調整助成金の充実と活用が重要であるというふうに考えておりまして、これまで全国知事会を通して延べ八回にわたり国に対して要望を行っております。

そういった中で活用と充実を図るために、特例措置の延長に加えまして、支援を必要とする事業者や労働者に対して必要な情報が的確に届くようにあらゆる手段を講じて周知をし、利用促進を図るよう国に求めているところであります。こうした形で雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

伊達地区の特別支援学校の件でございますが、身体に障がいのある生徒さんもという御指摘もございました。我々もちろん児童生徒の安全確保は大事な課題と思っております。

今回の設計におきましては、変電設備や発電機など電気系統につきましてはさらに床上三十センチの高さを確保して設置しておりますので、仮に万が一、水がもう少し上がっても、電気系統は動くことになっております。エレベーターもスロープも使って垂直避難は無事行えるものというふうに考えております。児童生徒の安全の確保には最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。